

時津町都市計画税条例（昭和 4 6 年条例第 1 8 号）の一部改正

改 正 案	現 行
附 則 （法<u>附則第 1 5 条第 3 6 項</u>の条例で定める割合） 4 法<u>附則第 1 5 条第 3 6 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （法<u>附則第 1 5 条第 3 7 項</u>の条例で定める割合） 5 法<u>附則第 1 5 条第 3 7 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 （法<u>附則第 1 5 条第 4 1 項</u>の条例で定める割合） 6 法<u>附則第 1 5 条第 4 1 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例） 1 7 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から<u>第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。	附 則 （法<u>附則第 1 5 条第 3 7 項</u>の条例で定める割合） 4 法<u>附則第 1 5 条第 3 7 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （法<u>附則第 1 5 条第 3 8 項</u>の条例で定める割合） 5 法<u>附則第 1 5 条第 3 8 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 （法<u>附則第 1 5 条第 4 2 項</u>の条例で定める割合） 6 法<u>附則第 1 5 条第 4 2 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例） 1 7 法附則第 1 5 条第 1 項、第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から<u>第 3 4 項まで、第 3 7 項、第 3 8 項、第 4 2 項若しくは第 4 5 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。